

鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」の使用に関する要綱

（目的）

第1 この要綱は、鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用基準）

第2 キャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- （1）鶴田町（以下「町」という。）の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- （2）自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- （3）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4）特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （5）営利目的のために使用すると認められるとき。
- （6）その他町長が使用について適当でないと認めるとき。

（使用申請等）

第3 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」使用承認申請書（第1号様式。以下「使用承認申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）町が業務のために使用するとき。
- （2）小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
- （3）報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

（使用承認等）

第4 町長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」使用（変更）承認通知書（第2号様式。以下「使用（変更）承認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、町長は、使用条件を付することができる。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」使用（変更）不承認通知書（第3号様式。以下「使用（変更）不承認通知書」という。）により通知するものとする。

(使用承認期間等)

第5 使用承認期間は、承認日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。

2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は、第3条の規定により使用承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第6 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、町長が付した使用条件に従うこと。

(2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

(4) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(5) キャラクターには、「鶴田町マスコットキャラクター」「つるりん」を付記すること。

(6) 前号の規定にかかわらず、「鶴田町マスコットキャラクター」「つるりん」を付記することが困難な場合は、町長が認めた表記方法とすること。

(7) キャラクターを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに町長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(8) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承認内容の変更)

第8 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」使用変更承認申請書（第4号様式。以下「使用変更承認申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用（変更）承認通知書により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第9 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」使用承認取消書(第5号様式。以下「使用承認取消書」という。)により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 町長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第10 前条の規定によりキャラクターの使用の承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」使用承認申請書

年 月 日

鶴田町長 あて

申請者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者名)

鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」を次のとおり使用したいので、申請します。

使用物件名	
使用目的 及び 使用方法	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使用数量	
連絡先	(担当者) (電 話)
添付書類	使用物件を販売する場合は、次の添付書類を提出すること 1 企画書（図案、レイアウト、原稿等） 2 その他参考となるもの

第 2 号様式（第 4 条及び第 8 条関係）

鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」
使用（変更）承認通知書

年 月 日

様

鶴田町長 印

年 月 日付けで申請のあった鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」
の使用(変更)については、次のとおり承認します。

なお、鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」の使用に関する要綱に基づき
使用してください。

使用物件名	
使用目的 及び 使用方法	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使用数量	
承認番号	第 号
使用条件	

第3号様式（第4条及び第8条関係）

鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」
使用（変更）不承認通知書

年 月 日

様

鶴 田 町 長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」の使用(変更)については、次の理由により承認できません。

理由

担 当
電 話

第 4 号様式（第 8 条関係）

鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」
使用変更承認申請書

年 月 日

鶴田町長 あて

申請者 住 所
 (所在地)
氏 名
 (名称及び代表者名)

承認番号第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので申請
します。

	変更前	変更後
使用物件名		
使用目的 及び 使用方法		
使用期間		
使用数量		
変更理由		
添付書類	変更が確認できる資料等	

第5号様式（第9条関係）

鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」使用承認取消書

年 月 日

様

鶴 田 町 長 ⑩

年 月 日付け承認番号第 号で承認した鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」
の使用については、次の理由により使用承認を取り消します。
なお、この通知があった日以後、承認を受けた使用物品は使用できません。

理由

担 当
電 話